

## 別紙 2

### がん末期患者等に対する例外給付の取扱いについて

以下の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が主治医意見書の特記事項欄等に明記されていることをもって、所定様式「軽度者に対する福祉用具貸与の例外に係る医学的所見について」に代わるものとして取り扱うこととする。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に別紙 1 の状態像に該当する者  
(例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
  
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別紙 1 の状態像に該当するに至ることが確実に見込まれる者  
(例：がん末期の急速な状態悪化)
  
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別紙 1 の状態像に該当すると判断できる者  
(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

上記 ii) については、主治医意見書の特記事項欄に「(福祉用具の必要性) がん末期等で状態が急速に悪化し、短期間のうちに起き上がり又は寝返り等が困難になることが確実に見込まれる」というチェック項目を新たに設ける。

この取扱いは、平成 28 年 7 月より適用する。